

令和6年9月9日

広島市長 松井 一實 様

広島市景観審議会

会長 真木 利江



本通3丁目地区市街地再開発事業について（答申）

令和5年12月25日付け広都計第382号で諮問のありましたこのことについては、下記のとおり答申します。

< 諮問事項 >

本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、景観形成の観点から求めることについて

< 審議結果 >

別添のとおり求める。

## 本通3丁目地区市街地再開発事業環境影響評価準備書の段階で示される計画に関して、 景観形成の観点から求めること（答申）

準備書に示された予測結果及び環境保全措置は概ね妥当なものと考えられる。

また、評価における記載に「今後の建築計画の進捗状況に応じて、事業性を考慮しながら関係者との協議を進めるとともに、広島市の景観行政部署や広島市景観審議会等による確認を受けながら慎重に検討を進める予定」とあることから、今後の段階においても引き続き、詳細を定めていくに当たって、次のことを求める。

なお、計画建物に関する対応は、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」に基づく事前協議までに行うものとする。

### (1) 眺望点（視点場）の設定について

準備書で想定した眺望点（視点場）に含まれない次の箇所からの景観についても検討を行うこと。

e：原爆ドーム正面  
i：本通交差点  
k：中工場  
t：本通内部

また、b：原爆死没者慰霊碑前については、原爆死没者慰霊碑側面の上方にツインタワーが重なって見える視点場を、f：相生橋の視点場については、原爆ドームの円蓋部の上方にツインタワーが重なって見える視点場の追加が必要である。

### (2) 形態及び色彩について

ア 景観計画の基準の遵守及び同計画の景観形成の方針に沿うとともに、原爆ドームの視認性の確保など、形態及び色彩に特に留意すること。

イ 計画地は、景観計画の「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」及び「一般区域」にまたがっており、その中で一体の建物として形態及び色彩を適切に計画するためには、高層部、低層部共に計画地全体が「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区（E地区）」内にあるものとみなすことが望ましい。

ウ 市域内には優れた対の造形があり、計画建物の高層部分の2棟によるツインタワーの形が、先例と同様の優れた対のデザインとなるよう、コンセプト及びプロポーションなどの造形を検討すること。

エ 夕景、夜景における見え方を検討すること。その際、計画建物自体の内部照明のデザインを併せて検討することが望ましい。

オ 建物緑化や植栽は、特に近景において景観上果たす役割やその効果が大きいことから、検討をすること。

### (3) その他について

ア 計画地は本通りの上に当たり、他の建物に比べて公共的な空間が多く設けられることが想定されることから、そうした公共的な空間への利用者の集まり方、往来の仕方及び動線とデザインの関連について検討すること。

イ 計画建物による反射光については、原爆ドーム・平和記念公園側への影響、周辺地域への影響及びツインタワー相互への影響が懸念されることから、それぞれについて検討すること。原爆ドーム及び原爆死没者慰霊碑と重なって見える場合の対策について検討すること。

ウ 計画建物は新たな視点場となり得ることから、当該視点場の公益的な性格を意識して計画することが望ましい。

エ 利用者や計画建物を見る人に、計画についてどれくらい認知してもらえるかや良い関係が作れるか、愛着を持ってもらえるかが、いかに良い景観を作ることができるかにつながることから、今後の市民との関係作りに取り組むことが望ましい。

オ 計画建物が新たな視点場となり得ることから、市において、平和記念公園やひろしまゲートパーク、サッカースタジアムとスタジアム前広場などの夜間景観の計画を検討することが望ましい。